

職員の子育て支援のための休暇制度等早見表

妊娠前	妊娠	出産 8週前	出産 4週前	出産	出産 2週後	出産 8週後	1歳	3歳未満	小学校 就学前	小学校 3年生まで	中学校 就学前	義務教育 終了前
出生サポート 休暇												
	母性保護のための休暇（保健指導等休暇）							【有給】				
	母性保護のための各休暇（休息・補食休暇、通勤緩和休暇、妊娠障害休暇）							【有給】				
	産前休暇			産後休暇			【有給】					
	育児参加休暇							【有給】				
	出産補助休暇						【有給】					



マークの休暇等は
男性職員利用
可能です！

○出生サポート休暇 ※R4.1.1新設

だれが	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当と認められる場合
どのくらい	最大年5日（体外受精・顕微授精の場合は年10日） ※時間単位取得可

○母性保護のための休暇（女性職員のみ）

保健指導等休暇	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法の保健指導や健康診査を受ける場合
休息・補食休暇	従事する業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして休息又は補食する場合
通勤緩和休暇	通勤交通機関（自動車運転含む）の混雑により母体又は胎児の健康保持に影響がある場合
妊娠障害休暇	妊娠に起因するつわり、高血圧、悪阻、浮腫等のため勤務困難である場合（最大14日）

○産前産後休暇（女性職員のみ）

★地方職員共済組合の出産費・出産費附加金支給あり

だれが	出産する予定の女性職員
どのくらい	産前8週間（多胎妊娠は14週間）～産後8週間 ※出産日が延びた場合は産前休暇延長

! ○育児参加休暇（男性職員のみ）

だれが	配偶者出産時に、当該出産に係る子又はその兄弟である小学校就学前の子を養育する男性職員
どのくらい	産前8週間（多胎妊娠は14週間）～子が1歳に達する日の間に最大5日 ※分割取得や時間単位取得可

○出産補助休暇（男性職員のみ）

★地方職員共済組合の家族出産費・家族出産費附加金支給あり

だれが	配偶者が出産する予定の男性職員
どのくらい	産前4週間～産後2週間の間に最大3日 ※分割取得や時間単位取得可

! ○育児時間

だれが	3歳未満の子を養育する職員 ※両親とも職員の場合は両者合計で上限を計算（時間帯重複不可）
どのくらい	1日につき45分×2回又は90分×1回（生後2年までは60分×2回又は120分×1回）

! ○育児休業 ★1歳（要件に該当すれば1歳6ヶ月又は2歳到達日）まで地方職員共済組合の育児休業手当金支給あり

だれが	3歳未満の子を養育する職員
どのくらい	出生～3歳到達日 ※1回の請求につき1年を限度とし1度延長可能（再延長や再取得には一定の制限あり） ※【R4.10.1～】取得回数の制限：原則2回、出生后8週間以内の育児休業（産後パパ育休）原則2回

! ○部分休業・子育て部分休暇

だれが	小学校就学前の子（部分休業）、小学校就学の始期から9歳に達する日以後最初の3月31日までの間の子（子育て部分休暇）を養育する職員
どのくらい	「1日2時間以内（30分単位）」又は「1年につき10日以内（1時間単位）」のいずれかを選択して取得

! ○育児短時間勤務

だれが	小学校就学前の子を養育する職員
どのくらい	1日3時間55分×5日＝週19時間35分 などの勤務形態 ※1回の請求につき1ヶ月～1年単位

! ○家族の看護等休暇

だれが	家族の看護（負傷又は疾病）、健康診断、予防接種等を行う場合、入園式・卒園式等の行事に参加する場合
どのくらい	最大年5日（義務教育終了前の子が2名以上いる場合は10日） ※時間単位取得可

! ○育児・介護のための時差通勤（B勤務、C勤務、H勤務、L勤務）

だれが	育児や介護を行っている職員 ※育児：中学校就学始期に達するまでの子を養育する職員
どのくらい	〔B勤務〕9:00～17:45 〔C勤務〕8:00～16:45 〔H勤務〕7:30～16:15 〔L勤務〕9:30～18:15 ※休憩時間はいずれも12:00～13:00



育児休業等の「子」の範囲には、「特別養子縁組の監護期間中の子」「養子縁組里親に委託されている子」などが含まれます。

!!! この早見表に掲載している内容はあくまでも概要であり、個別の事情により異なる場合があります。

詳しくは大分県HP「大分県職員子育て支援のページ」へ <http://www.pref.oita.jp/site/shokuin-kosodate/>

(R7.9.30 総務部人事課)